第5回マイクロバイオーム専門部会

日時 令和3年5月12日(水)

14:00~

場所 ウェブ会議

<開会>

○事務局(渕岡先端技術評価業務調整役) 定刻となりましたので、第 5 回マイクロバイオーム専門部会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

<出席状況報告及び配付資料確認等>

○事務局(渕岡先端技術評価業務調整役) 委員の出席状況を申し上げます。当 専門部会の12名の委員のうち、現在11名に御出席いただいてお りますので、全委員の過半数に達しております。専門部会規程第7 条の規定に基づき、本専門部会の成立を御報告いたします。

> 次に、配付資料の説明をさせていただきます。議事次第・資料 目録、資料取扱区分表、資料 1~資料 4、参考資料 1 と参考資料 2 を事前にメールで配付させていただきました。資料に不足等があ りましたら事務局までお知らせください。

> 資料取扱区分表を御覧ください。資料は内容に応じた取扱いとして、「厳重管理」「取扱注意」「その他」に分類し、それぞれに応じた対応をさせていただくことにしております。本日の配付資料のうち参考資料1は「その他」、資料1~4及び参考資料2は「取扱注意」となっています。参考資料1は委員各自で適切に保管・管理・廃棄をお願いいたします。また、資料1~4及び参考資料2は厳重に保管していただき、コピー等の複製、第三者への開示は御遠慮くださいますようお願いいたします。

今回の議事録作成については、録音したものから文字おこしを して作成いたしますので、議事録確認の際に先生方の御協力を頂 く部分があるかと存じます。この点は先にお詫び申し上げます。 よろしくお願いいたします。

以降の議事進行は山口部会長にお願いいたします。

<マイクロバイオーム研究に関するご講演と意見交換:

「新規治療モダリティとして注目されるマイクロバイオーム治療 (LBPs) の現状と将来展望」

株式会社バイオパレット シニアディレクター 中村 光昭 氏 株式会社バイオパレット 研究開発マネージャー 田宮 大雅 氏>

〇山口部会長 議題に入ります。本日は、第 4 回専門部会で大野先生から御提案を頂きましたように、常在菌のゲノム編集で新しい治療法の開発を進めておられるバイオパレット社からの御講演を頂きます。 バイオパレット社から、中村様と田宮様に御参加いただいており ます。講演内容としては、米国における遺伝子組換え LBPs の開発と規制の状況に加えて、EU 各国の状況、例えば治験前は各国がGMO の環境影響を評価するというようなことも含めて世界の現状を紹介していただきます。それでは中村様、発表時間は 20 分程度で御説明いただけると有り難いと思います。よろしくお願いいたします。

○株式会社バイオパレット 中村シニアディレクター 本日は、お時間を頂きまして誠にありがとうございます。私は、株式会社バイオパレットのシニアディレクターを務めております中村光昭と申します。本日は、研究担当の田宮大雅が同席しております。

世界でマイクロバイオーム治療が活発に開発されている中、日本での開発は少し遅れを取っている状況です。そのような中で、日本でも当社を含めて LBPs の積極的な取組が始まっているという現状をお伝えできればということでお時間を頂戴いたしました。スライドは、世界的な LBPs 開発の現状を中心に作成いたしました。当社の技術については最後に述べますが、内容の不十分な点については、発表後の質疑応答で対応させていただきます。題目は、新規治療モダリティとして注目されるマイクロバイオーム治療(LBPs)の現状と将来展望となります。

LBPs に関する世界的な状況と将来展望についてまとめさせていただきました。まず現状ですが、最初にマイクロバイオーム治療の潮流を御説明いたします。欧米において、LBPs 開発は野生型細菌だけではなく、遺伝子組換え細菌を用いた LBPs が開発されてきております。そんな中、野生型のものに関しては、本年度中の承認の可能性も高くなっております。

2番目は、マイクロバイオーム治療に取り組むベンチャー企業を御紹介いたします。開発が先行している欧米では、治療目的のベンチャー企業が数多くあり、その 8 割が消化管領域です。日本においても、ベンチャー企業が複数存在しておりますが、主立ったサービスはまだ解析・検査となっております。

現状の最後として、遺伝子組換え LBPs 開発と法規制について御説明いたします。法規制に関しては、ゲノム編集技術を中心に御紹介いたします。以上3点が現状説明となります。

現状説明の後に、将来展望ということで今後予想される展望として、遺伝子改変細菌を用いる次世代 LBPs の開発が活発化されていくのではないか。それに伴い規制の構築が進んでいくのではないかと思っております。そこで、次世代 LBPs の開発例として、弊

社の行っているゲノム編集技術を用いたマイクロバイオーム治療 の研究内容について御説明させていただきます。次のスライドか ら、これら 5 項目に関して詳しく説明させていただきます。

まず、マイクロバイオーム治療の潮流ですが、10年以上前から野生型細菌を用いたマイクロバイオーム治療が欧米を中心に進められております。一番先行しているものでフェーズ 3 試験が実施されており、昨年、良好な結果が得られているということで、早ければ本年度中に承認になるのではないかという予測がされています。

野生型細菌だけではなく、遺伝子組換えを用いた細菌のマイクロバイオーム治療が欧米を中心に開発されております。我々は第二世代 LBPs と言っているのですけれども、こちらに関しては遺伝子組換えに関する規制対応の下での開発がなされてきました。

そして近年、ゲノム編集技術の登場があります。このゲノム編集技術を用いた細菌治療が考えられるようになって、こちらは弊社バイオパレットが行っている研究ですが、第三世代と呼んでおります。

以上お示したとおり、マイクロバイオーム治療の潮流はこのように第一世代、第二世代、第三世代という感じで進んできております。

次に、マイクロバイオーム治療の研究に取り組むベンチャー企業の御紹介をいたします。ここに、主立った治療を中心とした研究開発をしているベンチャー企業 53 社を挙げております。このうち約8割の41社が消化管領域をターゲットにしています。次いで多いのが皮膚領域で9社、口腔領域で2社、膣領域で1社。このように開発が先行している企業は、割と消化管領域をターゲットにした企業が多く存在しております。

次に、マイクロバイオーム治療に取り組む企業のアプローチの方法を 4 分類いたしました。左上は低分子・ペプチドの投与によるマイクロバイオームの調節を行うような形で研究開発をしている企業が 20 社以上になります。左下にお示ししたのが、ファージ等を用いて生体内で細菌の改変を行うような形で開発をしている会社が数社あります。

本発表で報告する野生型細菌を投与する第一世代 LBPs が 20 社以上あります。遺伝子組換え細菌を用いた第二世代 LBPs を開発する会社が数社存在しております。ただ、まだそう多くはないです。次に、国内の状況です。日本のマイクロバイオーム関連のベン

チャー企業は 6 社あります。これは、設立年から並べております。 サービスは検査・解析がメインとなっております。治療を目指し ているのは、メタジェン社と弊社バイオパレットとなっておりま す。

次に、第一世代の野生型の LBPs 開発の状況をお示しいたします。領域としては、消化管領域、皮膚領域とありますけれども、企業はこの 4D pharma が UK なのですけれども、それ以外は米国となっています。そして LBPs なのですけれども、便由来生菌製剤から単菌まで幅広くあります。フェーズ 3 として一番先行しているものは便由来生菌製剤となって、Rebiotix と Seres です。共に、昨年フェーズ 3 の結果が良好だという情報を入手しております。Seresに関しては、申請準備中という情報もあります。ブレイクスルーセラピーの指定を受けていますので、早くて本年度、遅くても来年度くらいには承認となるのではないかと予想しております。

こちらのスライドは第二世代の遺伝子組換え LBPs の開発状況について示しております。第一世代同様、欧米を中心に開発が進められております。遺伝子組換え細菌を用いて、細菌をホストとして、ペプチドやたんぱく質などを発現するような遺伝子組換え、こういった細菌治療となっています。対象疾患に関してはバラエティに富んだ疾患を狙っております。領域としては、消化管、口腔、皮膚、その他全身など、こちらもいろいろな所の部位を狙った治療が進んでいます。

企業としては、ほとんどが米国企業ですけれども、Symvivoに関してはカナダの企業です。ただ、こちらは治験に関してはオーストラリアだということです。上のPrecigenと VAXIMM に関しては、欧州でも治験を進めているという情報がありましたので、こちらは後ほど御説明いたします。一番進んでいるものでフェーズ 2 段階にあります。

こちらは、遺伝子組換え細菌を使用した治療法で、どのような拡散防止策が講じられるかが非常に重要な点となっておりますので、代表的な例を御説明いたします。細菌自体の封じ込めを目的として、拡散防止としては、外界で生存できないような細菌に改変してあります。細菌自体の封じ込めとして、栄養要求性の応用ということで、チミジン合成酵素欠損株によって、チミジン存在下でのみ生存できるような菌に変える。又は人工遺伝子回路を設計して、特定の分子がないと死んでしまうような設計がなされた細菌があります。これらが、細菌自体を封じ込める手法です。

遺伝子の水平伝播の防止としては、たんぱく質翻訳システムの改変、例えば人工アミノ酸に対応するような tRNA を組み込んだ細菌。又は人工塩基を用いた設計ということで、人工ポリメレースを用いて、人工塩基で細菌遺伝子再構成を狙うような仕組みを用いたものがあります。

次に、ヨーロッパにおける遺伝子組換え細菌の臨床試験の情報開示について、Precigen 社の AG019 の例を御説明させていただきます。この化合物は 1 型糖尿病を適応疾患としてプロインスリンと IL10 を発現する経口乳酸菌の製剤です。欧州委員会では遺伝子変異については全て GMO 扱いになってきます。欧州委員会の Web サイトに行くと情報が公開されていて、AG019 に関して以下のような情報が開示されていました。

まず、菌に関する情報です。この菌は食品に用いられていて安全であり病原性がない。また、拡散防止策ですけれども、前のスライドで御説明いたしました栄養要求性の仕組みを取り入れています。この右の図にあるように、チミジル酸シンターゼ(thyA)と IL10 の遺伝子を相同組換えで入れていて、チミジンを潰し、IL10 が発現するような遺伝子組換え細菌となっています。

そして、遺伝子の安定性なのですけれども、62 世代目において も、AG019 特有の性質を維持して、挿入遺伝子の維持、増殖能の変 化などはありませんというような情報が載っていました。

関連データとして、同社で同じような手法を用いた遺伝子組換 え細菌の実験データで、便中での生菌数の減少を確認しておりま すので、チミジン非存在下においてはこの菌は生存できないとい うようなことが証明されております。

そしてその他としまして、重要なポイントとして、臨床試験は Contained use ではなく、開放系での実施が許可されていることが 分かりました。

今までは遺伝子組換え細菌についてお示ししてきておりましたけれども、ここからはゲノム編集技術についてお示ししていきます。まず、ゲノム編集についてどのような種類があるかを示したのがこのスライドです。ゲノム編集技術に関しては、SDN-1、2、3と分類されております。SDN は Site-Directed Nuclease の略です。SDN-1 は切断部位における修復エラーによって 1 から数塩基の欠損、挿入、置換が生じるもの。SDN-2 は 1 から数塩基の欠失、挿入、置換を含んだフラグメントを相同組換えによって切断部位へ組み込むもの。この SDN-1、2 による結果物は自然突然変異でも生じ得る

ものです。SDN-3 に関しては外部の遺伝子を挿入するものですので、自然突然変異では起こり得ないものとなっております。以上のように SDN-1、2、3 という種類がございます。

次に細菌治療の話から、ここからは少し幅を広げまして農作物を含めた育種生物、それもゲノム編集を用いた育種生物についてのお話を進めたいと思います。その規制対応については当然ですが、各国違いがございます。日本においては農産物でカルタヘナ対象外となった事例がございます。詳細は次のスライドでご説明致します。次に米国に関しては農作物のゲノム編集に関して、外来遺伝子の存在が認められない場合は規制対象外となっており、情報提供は開発者の判断に委ねられております。届けられた情報はウェブサイトに示されております。

EU においては遺伝子変異を伴う生物は全て GMO という判断になっております。ただし、これが非常に厳しすぎるのではないかと、昨年、欧州食品安全機関において、外来 DNA が存在しない場合、SDN-1、2 と ODM (オリゴヌクレオチド指向突然変異)を介して作出された植物に関しては、GMO の規制対象外とするという科学的な意見書が発表されてパブコメが実施されました。

同様にUKにおいても、EU離脱とともに、ゲノム編集と遺伝子組換えは分けたほうがいいのではないかというようなことがあり、ゲノム編集食物に関しては規制緩和の方向に欧州は向かっているというような状況です。

先ほど、日本においてカルタへナ対象外と言及した食物に関しての実例をお示し致します。GABA 高蓄積トマトですが、ゲノム編集作物として、カルタへナ対象外というような判断がなされました。育種の産物は、様々な手法で編集して品種改良がされていることはご存知かと思いますけれども、ゲノム編集を用いた育種においても、通常の育種と同様な扱いとみなされます。今までは何代にもわたって時間をかけて育種されてきましたけれども、ゲクム編集を用いることで効率的な育種、時間短縮でやっています。よくご存知だと思いますけれども、細胞外で加工された核酸を移入した生物であっても、核酸複製物が存在しないということにかの農作物ですけれども、開放系で栽培しておりますので、この場合は情報提供が必要です。その情報提供に関しては、農水省、環境省、食品なので厚労省を含めて確認届け出制度というものがあって、受理されたことによって製品として世に出せることになります。

この、GABA 高蓄積トマトに関しては、最近、一般誌などでも取り上げられているので気づいた方もおられると思いますけれども、一般消費者向けの食品になりますので、消費者に向けるアウトリーチ活動なども各省庁が活発にしており、一般に分かりやすい公開説明会やユーチューブなどで情報が提供されている状況です。

ここに、カルタヘナ法における遺伝子組換えとゲノム編集の違いをまとめてみました。遺伝子組換えとゲノム編集ともに米国はカルタヘナを批准しておりませんので非締約国となっております。欧州においては、日本よりも作物に関しては厳しくて、遺伝子組換えという形になっております。ただし、先ほども述べたとおり、SDN-1、SDN-2、ODMに関しては除外していくという情報が出されています。

ここで日本の状況ですけれども、先ほど GABA 高蓄積トマトで、SDN-1 に関しては除外という事例があります。ただし、ゲノム編集を用いた医薬品という形になりますと、まだ事例がありませんので、どうなるか我々も知りたいところです。

ゲノム編集技術の進展について御紹介いたします。ゲノム編集には、切るゲノム編集と切らないゲノム編集というものがあります。切らないゲノム編集に関しては、弊社バイオパレットが保有している技術です。切らないゲノム編集は、デアミナーゼ(塩基変換酵素)によって、1本鎖にある DNA の塩基だけを変えるというやり方です。従来の CRISPR/Cas9 は切るゲノム編集で、この切るゲノム編集というのは、一定の不確実性のもとでのゲノム編集になりますので、細菌においては非常にダメージが大きくて、細菌の育種には向いていない、不向きではないかと考えております。一方、切らないゲノム編集に関しては、精密・正確なゲノム編集が行えますので、細胞毒性が非常に低く細菌の育種に向いております。

切らないゲノム編集が可能にすることということですけれども、より精密に編集できる切らないゲノム編集になったことで、ここで規制の整備が整えば、日本でもゲノム編集治療の実現化に一歩近づくと考えております。

実際に、どのようなことが可能になるかをお示しいたします。 塩基編集を利用することで、遺伝子断片の挿入がない、細菌の効 率的な育種が可能になります。このようにバイオパレットでは、 細菌を育種することで医薬品への応用を考えております。従来の LBPs とは違うコンセプトの LBPs を目指しております。従来のマイ クロバイオーム治療は、良い菌を増やしたり、悪い菌を減らしたりということで、腸内環境を変えるといった手法を用いておりましたけれども、ゲノム編集の育種細菌を用いることで、良い菌の作用を強力にしたり、悪い菌の作用を弱力化することによって、治療を可能にするということが期待されています。

適応疾患に関しては、標的となる細菌を特定することが比較的容易な口腔マイクロバイオームや、皮膚マイクロバイオームを優先的に我々は研究開発していく予定です。

以上まとめますと、現状において野生型細菌を用いた第一世代の LBPs の開発が主です。また、今後遺伝子改変細菌、これは遺伝子組換え細菌又はゲノム編集細菌を含んでおりますけれども、こちらを用いた次世代の LBPs 開発が活発化していくという予想がされております。日本においても、バイオパレットがゲノム編集細菌を用いた治療薬の開発を世界に先駆けて着手している状況です。御報告したとおり、マイクロバイオーム治療において技術的な状況変化がありますので、今回マイクロバイオーム専門部会で是非この点を御議論いただければ幸いです。

弊社の研究内容については、1例だけの御報告で、企業戦略上現時点では公表できない部分もありますので、スライドでの発表が不十分だったかもしれません。その点に関しては質疑応答で答えられる範囲で対応したいと思います。以上で発表は終了いたします。どうもありがとうございました。

○山口部会長

中村様、ありがとうございました。それでは、これまでのバイオパレット社からの御講演に関して、御質問等がありましたらお願いいたします。挙手機能、あるいはお名前を言っていただければ結構です。

最初に、私のほうから 2 点質問させていただきます。本日は、 ゲノム編集を中心にお話を頂きました。従来のように組換え細菌 という場合には、例えば EU でも GMO になって、しかもその EU の 委員会でのいろいろな規制よりも以前に各国で要するに Contained use するか、Deliberate release するかという、そこのところも決まると思うのです。その辺についてはどのようになっているのか。多分、これは海外ではカルタへナというよりも、環境影響評価でやっていると思うのです。その辺についてはどのように考えるのか。FDA も環境影響評価は治験に入る前にやっているはずなのです。特に増殖性の生物を使う場合は環境影響評価を専門に審査する方がいると思うのですけれども、その辺の状況について御存知の範囲で御説明いただけますか。

- ○中村シニアディレクター 今述べられたとおり、欧州においては各国の違いがかなりあります。ドイツでは開放型で行うことが可能です。イギリスでは、Contained use でないと駄目だというような事例があります。食物に関しても、各国栽培していいかいけないかというところはオプトアウト制度というものがあって、国によってばらついています。食物でも栽培できる国としてはスペインとポルトガルぐらいしか今はありません。治験に関してもそういう状況ですので、各国の対応がまだばらばらという状況です。
- ○山口部会長 ありがとうございます。もう一点質問させていただきます。このように組換え生物を、しかも腸内に投与すると、腸内に野生型の生物がいるので、いわゆる伝達性試験というのを、昔、我々は組換え医薬品の製造工程を審査する組換え DNA 調査委員会で求めておりましたが、そういう試験が治験が始まる前に求められたりはしていないのでしょうか。
- ○株式会社バイオパレット 田宮研究開発マネージャー バイオパレットの田宮です。そちらに関しては、先ほどお話をさせていただきました Precigen Actobio の件についてお話をさせていただきます。AG019 の株に関しては、安全な菌というのと、更に実験で用いられている菌ということで、野生に存続するような増殖能が低いということで、それで安全ではないかということを言っているのが 1 つです。あとは、遺伝子の水平伝播に関しては、ゲノムに組み込まれているので、その点でプラスミドで入れるよりも伝播は少ないということで、その論理で報告をして 0K を頂いておりました。
- ○山口部会長 分かりました。ありがとうございます。他の先生から御質問は ありますか。金先生お願いいたします。
- ○金委員 この、ゲノム編集細菌の優位性についてお聞きします。例えば、 腸内細菌の機能を向上させるという意味では、腸内細菌の単菌で はなくて、腸内細菌カクテルで使用したり、あるいはある特定の

スペシフィックな成分を発現させるという意味では、遺伝子組換えの細菌でいいような気がするのです。こういった腸内細菌カクテル、あるいは遺伝子組換えの細菌と比べて、ゲノム編集細菌がどれだけ優位性を持つかというところをお聞きしたいと思います。

- ○中村シニアディレクター 遺伝子組換え LBPs に関しては、カクテルではなくて 単菌で取り組まれています。遺伝子組換え LBPs では、遺伝子治療 で行われている酵素補充療法のような治療を、遺伝子治療と違う 形で取り組んでいるものが今は数多くあります。ゲノム編集 LBPs の優位性に関しては、遺伝子組換え LBPs とは開発の方向性が異な ると考えています。答えになっているでしょうか。
- ○金委員ありがとうございました。
- ○山口部会長 他の先生方からありますか。金先生の御質問に関連するのですけれども、体内にいる菌をそのまま増殖して入れる場合には、体内でのある程度の安全性が推定できるところがあるかと思うのですけれども、例えば、生理活性物質を大量に作るような組換えをした場合に、それは逆に言うとそれに関する特別なと言うか、その点に関連した、例えば非臨床安全性試験というようなものが必要になるとお考えでしょうか。
- ○中村シニアディレクター 安全性の試験に関しては、すみませんが、情報不足 です。組換え細菌においても特別なことはやられていないと考え ております。
- ○山口部会長 分かりました。他の先生方からありますか。
- ○中村シニアディレクター バイオパレットの研究内容についてでも、あれば答 えられる範囲でお答えします。
- 〇山口部会長 平山先生どうぞ。
- ○平山委員 安全性というか、体外に出たときに増殖できないようにしているという制約を取っていると聞かせていただきました。例えば、体内にあるうちに、アレルギー反応だとか何か好ましくない反応が起こったときに、投与した菌を速やかに除菌するような制約というのは取られているのでしょうか。
- ○田宮研究開発マネージャー AG019 に関しては、抗生物質に感受性がありますので、抗生物質によって除くというような手段が取られています。
- ○中村シニアディレクター 遺伝子組換え細菌を用いたもので、体内でいろいろな酵素を出しているようなものに関しては、やはりそこの懸念というものは述べられている部分があります。具体的なその内容についてはちょっと控えさせて頂きます。
- ○山口部会長 ほかの先生はよろしいでしょうか。金井先生どうぞ。

- ○金井委員
- この遺伝子組換えの細菌 LBPs のコンセプトとしては、様々な有名どころのプロバイオティクスみたいなものを基盤に遺伝子組換えしているようですけれども、ヒトの大腸に定着するという目的で遺伝子組換えをする細菌の敷居と、通過菌で遺伝子組換えをするという細菌の敷居というか、要するに審査というか、そういうものの度合いというのは違うのでしょうか。
- ○田宮研究開発マネージャー その辺りは同じであると考えられておりますけれ ども、やはり体外に出たときに細菌が生きていられるかどうかと いうのを主に審査しているというか、評価しているというような 形になっていると思います。
- ○金井委員 体外に出てしまえば生きていけないというほうが、今の基準と しては非常に重要で、定着しようが通過菌であろうが、どうせ糞 便にある一定量は出ていってしまうので、それに関して体外でば らまかれないということが重要ということですね。
- ○田宮研究開発マネージャー はい、おっしゃるとおりです。先ほどお示しました株については、チミジン合成酵素が欠損していますので、それについては糞便の状態では既に菌数が少なくなってきています。 このような結果で進めている状況になります。
- ○金井委員 定着するということ自体も、何か危険性を帯びる 1 つのファクターであるからこそ、ヨーグルトなどは安全ですよと言っているような気がするのです。それはそれでまた別の議論が必要という理解でいいのですか。
- ○田宮研究開発マネージャー そうであると思っています。と言いますのも、今 スライドで上げているような菌というのは、定着を考えていなく て、通過するという方向で考えているので、また別の議論が必要 になってくるかと考えています。
- ○金井委員 分かりました。
- ○山口部会長 金井先生の御質問にちょっと関連するのですが、例えば、チミジン合成酵素の欠損株とか、あるいは特定の分子がないとという、特殊な栄養要求性がある菌を作成して、体外では生きられないようにした場合に、体内に投与した後もそのような、特に腸管ではチミジンとか、そういう栄養要求性のものに関して、例えば食事で摂るということはするのですか、それとも、そういうことさえもしない、要するに、体内に入った時点ではそのような要求性はあるけれども、その要求性を満たすような食事療法とかはしないということでしょうか。
- ○田宮研究開発マネージャー どちらも可能性はあると思っています。先ほどの

Precigen Actobio で行われている AG019 に関しては、チミジンを投与しないで治験を進めてきました。一方で、Novome Biotechnologies というアメリカのベンチャー企業があるのですけれども、そちらについては、菌株と一緒に食物繊維を摂ることによってスペシフィックに取り入れられるような仕組みを作っていますので、その辺りは会社ごとに特徴があるのかと考えています。

- ○山口部会長
- 分かりました。加藤先生どうぞ。
- ○加藤委員
- 感染研の加藤と申します。最後に紹介していただいた■■■■■の事例についてです。これは、そういう塩基編集技術によって改変した■■■■■を飲むのか塗るのかした結果、もともとの■■■■■は減ったということですか。結果として、患者さんの状態、あるいはこれは動物実験ですか、何か分からないですけれども、■■■■■■■■■が減ったというのは素晴らしいと思ったのです。
- ○田宮研究開発マネージャー ありがとうございます。こちらの試験に関しては、 残念ながら動物試験ではなくて、in vitro での結果になります。 ですので、次段階としては動物試験での確認が重要になってくる かと考えています。
- ○加藤委員 そうすると、お考えのゴールとしては、例えば最終的にはヒトの口腔内の話になると思うのですけれども、何か使用して、投与して、それでもともとあった■■■■■と入れ換わるみたいなことを考えているのですか。
- ○田宮研究開発マネージャー はい、おっしゃるとおりです。■■■■■■であったり他の菌に関しても、置き換わることをメインに考えておりますけれども、御存知のとおり、置き換わるというのが難しい場合もありますので、やはり頻繁に投与することによって定着させるというような方向に持っていければと考えております。
- ○加藤委員 分かりました。ありがとうございます。
- ○山口部会長
- はい、どうぞ。
- ○関口委員
- 御講演ありがとうございました。カルタへナ法とゲノム編集の関連のところで、私個人的にはノックインは該当するものだろうとは思うのですが、ノックアウトとか、もともと導入した核酸が残らないようなものというのは、医薬品であってもカルタへナ法には該当しないのではないかと個人的には考えます。15 ページを見ると、その辺の医薬品としての利用については議論の余地があるというような形で今回表現頂いています。産業上、医薬品でも同じく該当しないという判断にしていただくのが、広く本技術が

使われるという観点では望ましいと思います。バイオパレットさんはこの辺はどのようにお考えでしょうか。

- ○中村シニアディレクター 我々は、細菌の育種という方向で医薬品開発を進めておりますので、できれば除外で、カルタヘナの対象外で進められればと考えています。
- ○関口委員 分かりました。ありがとうございました。
- 〇山口部会長 ほかにはよろしいでしょうか。よろしいようですね。中村様、 田宮様、本日は貴重な御講演をありがとうございました。
- ○中村シニアディレクター・田宮研究開発マネージャー ありがとうございました。
- ○山口部会長 ただいま、バイオパレット社から説明をしていただきましたけ れども、本日の御講演を踏まえた上で、このマイクロバイオーム の報告書の中に、遺伝子組換え LBPs の開発の報告も含めて追加す る必要があるかどうかをできましたら御議論いただきたいと思い ます。御意見を頂ければ有り難いです。遺伝子組換えの話をして しまうと、どうしてもカルタヘナになってしまいます。カルタヘ ナというよりも、海外はカルタヘナで環境影響評価をやっている わけではなくて、環境影響評価とカルタへナと両方あって、主に 組換え生物は環境影響評価で見ています。我が国は、カルタヘナ の中に逆に環境影響評価を取り込んでしまって規制をしてしまっ ています。その辺の枠組みにちょっと違いがあるので、いつも誤 解が生まれてしまいます。ただ、少なくともこういう組換え生物 を使って治療をする場合には、環境影響評価と第一種使用、特に 開放系で使用しますので、第一種使用等の規制というのは当然避 けては通れないところになってくるかと思います。

その辺のことについて、いろいろ書くのは正直言って無理だろうとは思っています。少なくとも組換え LBPs は、どのようなところを考慮して開発をしないといけないかというのを書くかどうか。それは、逆に言うと、組換えについてはこの報告書の中では触れないということも選択肢の 1 つかと思っています。忌憚のない御意見を頂ければ有り難いです。大野先生お願いいたします。

○大野委員 私はそんなに詳しくないのですけれども、一般論として考えた場合に、全く触れないでというと、何か避けて通るという感じになってしまって進歩がないと思うのです。今いろいろ問題になっていて、我が国では今おっしゃったように、例えばカルタへナ法が上にあって、環境影響評価はその下にあるから諸外国と違うということを是正していかないと、日本はますます進歩が遅れてし

まう。今、コロナでもすごく日本が駄目だ駄目だと言われてしまっているわけです。

提言としてでも何か触れておかないと、全く先に進まないのだと思うのです。ここで強く何も言えないのですけれども、組換え体のことは考慮に入れる。組換え体の別の専門部会があるとこの前おっしゃっていましたけれども、そういう所への提言というか、最低でもそういうことは必要ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山口部会長

大野先生から御意見を頂きましたように、カルタへナ対応も含めて、組換え LBPs を開発する場合には、その辺の対応をしておかないといけないということ。それから、カルタへナは法律ですので、法に沿った第一種使用規程とか環境影響評価をしないといけないということも踏まえて、それの中身を細かく書くことは大変な業務になってしまうと思うのですが、その点は言及しておくということも 1 つの考えだと私も思っております。他の先生方はいかがでしょうか。関口先生どうぞ。

○関口委員

先ほど質問したのですけれども、議論のポイントというか、まだ明確な判断が出ていない点は、医薬品においてノックアウト型のゲノム編集を遺伝子組換えとみなすかどうかという判断なのかと思っています。それ以外の遺伝子組換えに関わる課題は、既存の制度上の枠組みの中で全部対応できるのかと思っています。そこは、この専門部会の中で専門家の意見として、ノックアウト型のゲノム編集は組換えとみなすべきではないのではないかとか、そういうs踏み込んだ提言をするかしないかというところが論点なのかと思いました。

○山口部会長

組換え LBPs を使うとなると、今申しました環境影響評価と第一種使用規程を作って申請しないといけないのは間違いない話です。本日は、ゲノム編集だけでしたけれども、従来型の遺伝子をエンハンスするような、プロモーターを変えてしまうというのももちろんありなわけです。そういうものを含めて組換え細菌を使う場合の考慮事項を言及しておく、というのは 1 つあり得るのかなと思いました。関口先生、そういう感じでいかがでしょうか。

○関口委員

先ほど御紹介のあったような、切らないゲノム編集みたいなものは、カルタへナの組換え生物に該当しないという判断もあり得るということだと思うのです。その場合、遺伝子組換え生物と同等の評価は不要、という判断になると思うので、この点を主張としてどこまで踏み込むかは、この専門部会の判断のポイントなの

ではないかと思った次第でした。

○山口部会長

環境省が出された SDN の 1、2、3 というのが、もう枠組みとしては 5 省庁全部関わってくる話ですので、これはこれで成立しているという話です。ただ、これの厳密な考え方というか、切らないからといって、今オフターゲット効果がないというのはある程度言われています。ただし、細菌の場合にはクローニングできますので、シーケンスによっては本当に 1 か所だけアデニンがシチジンに変わったようなものも作れるかもしれないと思うのです。その辺が、この SDN の枠組みの中では科学的にこういうことの説明ができればというふうな気がしております。

○関口委員

ありがとうございました。

〇山口部会長

他の先生方はいかがでしょうか。お二人の先生から御意見を頂きました。多くを言及するまではできないかもしれないのですけれども、少なくともこういう開発が進んでいることを考えれば、組換え LBPs を用いたときの開発についての注意点というか、その必要な対応としてちゃんと申請しないといけないし、あるいはこういう場合にはカルタヘナの対象外になる、いわゆるナチュラルオカレンスになるというか、そのようなこともここで決めるわけではないので、もしそういう申請に関わる場合には、例えば規制当局へ、そういうところの該当性について相談しておくというようなことになるのかなと私自身は思いました。

少なくとも、お二人の先生方の御意見からすると、組換え LBPs について言及しておくことが望ましいのではないかということかと思います。そういう意味では、組換え LBPs について言及するところの部分は、私はカルタヘナの委員をやっていますので、私のほうで執筆するということでよろしいでしょうか。関口先生どうぞ。

○関口委員 私のほうでサポートするべきところがあれば、おっしゃってい ただければ対応致します。

○山口部会長 皆様から御異議がなければ、そのように相談しながら対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。本日は、バイオパレット社の講演と、それに対応する遺伝子組換え LBPs の項に関する対応というのは、先ほどのような形で進めさせていただければと思います。

<マイクロバイオーム報告書執筆分担委員からの報告>

〇山口部会長 それでは、これまでの第 4 回までに議論してきた中での、他の

項目の議題のほうに移ります。第 4 回専門部会でお伝えしましたように、報告書の素案について専門部会で意見交換を行う必要があります。それが、我々の一番の使命になっております。今回更新されましたのは、品質部分と非臨床部分です。本日はその案を御提出いただいた委員から追加のコメント等を簡単に御説明いただいて、項目の充足性、外部有識者の講演を設定する必要性などについて検討させていただきます。まず、資料 2 と 3 を順番に検討させていただきます。まず、資料 2 と 3 を順番に検討させていただきます。まず、資料 2 と 3 を順番に検討させていただきます。新たに御提出いただいたそれぞれの執筆委員の先生方から、どのような内容を追加したのか、概略をコンセプトとして述べていただければと思います。

まず、品質と新しい技術については、黒川先生、関口先生、坂本先生に分担して書いていただいております。黒川先生から順番に、5分程度ずつ御説明いただければと思います。

○黒川委員

遺伝研の黒川です。2章、4章の今見えているところは、関口先生が中心となって、まず章立てを含めて全て 1 から検討していただきました。本当にありがとうございました。私は、それに則って各部を書き進めるという作業をしているところです。ただ、残念ながら、まだ完全なる記載ができておりませんので、本日はほとんど説明することはできませんが、少しだけ説明させていただきますと、これは関口先生から御説明いただいたほうがいいのかもしれませんが、まずは新しい技術の動向ということで、技術に関しての記載から始めています。この技術に関する記述は、報告書の他の部分からも引用できるような形で記載を進めています。

下のほうへずっと行くと、微生物分類から始まり、これは先生方には釈迦に説法ですけれども、昨今のいろいろな技術に関する解説を記述しています。マイクロバイオームの解析のみならず、バクテリアゲノムの解析方法であるとか、あとは水平伝播遺伝子の特定の方法であるとか、そういうところも含めて記載しようとしています。非常に簡単ではありますけれども、私からの説明はとりあえず以上です。

○山口部会長

黒川先生、ありがとうございました。ここの部分は、関口先生と坂本先生と黒川先生の3人で相談しながらされておりますので、できましたらこの3つとも全て報告していただいた後に議論させていただければと思います。次に、関口先生から御説明いただけますか。

○関口委員 先ほど黒川先生からもお話がありましたとおり、この2章と4章

に関しては、山口先生をはじめとして、ここに書いてある 3 名で対応させていただいております。2回ぐらい Web 会議を実施し、内容を議論しながら中身を詰めているところです。まだ完全に出来上がっているわけではありませんが、網羅すべきであろうと思われる論点は、私たちが思いつく部分は全て網羅させていただいているのかと思っています。それら課題を文章化しているというのが現時点の状態です。ここからは他の委員の皆様からも御意見を頂きつつ、内容を更に詰めていければと考えております。

内容に関しては、先ほど黒川先生からお話があったとおりで、前回共有させていただいた資料の中身を文章化したものになっております。内容はできれば御覧いただければと思います。御相談したかったところが何点かあります。1.4の in vitro での安全性評価というところがあります。ここは技術課題のところですが、安全性評価も含めて、既存の昔からある生菌製剤の評価から技術的に変化があった部分を網羅して書いていく方針で、提示している項目を書いています。特に、in vitro のオルガノイドのところは、黒川先生をはじめ執筆をご検討いただいているところではありますが、金井先生は本項目の技術にお詳しく、最先端の研究をされておりますので、よろしければ本項目について金井先生に御協力いただければ幸いです。

○金井委員

関口先生の今の発言をされる前に、私はここを書こうと思っていましたので、もちろん御協力させていただきます。

○関口委員

心強いお言葉をありがとうございます。他の先生にもご協力頂きたい類似ポイントは下にもたくさんありますので、是非この論点はこうではないかと、どんどんご指摘いただけると大変有り難いです。私からは以上です。

○山口部会長

ありがとうございます。2章に関しては、最後に、特に坂本先生には品質を担当していただきましたのでその辺の御説明と、どういうところを議論したほうがいいとか、そのような感じで御説明いただけると有り難いと思います。

○坂本委員

理研の坂本です。関口先生と黒川先生がお話しされましたので、 私は特に言うまでもないのですけれども、山口先生を含めて 4 人 で 2 回議論させていただき、少しずつアップデートしております。 ただ、まだまだ我々4人の中でも煮詰めていけていないところもあ ると思いますので、ほかの先生方に御覧いただいて、ここはこう したほうがいいのではないかというところがあれば、適宜教えて いただけるとより良いものになるのではないかと思っています。 簡単ですけれども以上です。

○山口部会長

ありがとうございました。新しい技術と CMC に当たるところ、製法あるいは特性解析に当たるところを 3 人の先生方に書いていただきました。この辺については、既に金井先生からコメントを頂きましたけれども、他に御質問あるいはこういう点を書いたほうがいいというようなところがありましたら御意見を頂けないでしょうか。加藤先生よろしくお願いいたします。

○加藤委員

すみません、ちょっと教えていただきたいのです。1.3の小見出しのように、1.3.1 から 1.3.5 とあり、1.3.3 で抗生物質耐性遺伝子の推定というのがあります。これは、わざわざ抗生物質というふうにされたのは何か意味があるのでしょうか。例えば、キノロンなどは抗生物質に入らないと思うのです。

○関口委員

御指摘ありがとうございます。生菌製剤の評価の際、抗生物質耐性プロファイルは少なくとも取得が必要との認識で記載しました。専門用語の使い方を含め、この書き方が正当かは私自身正確に把握しながら記載していない部分もあります。不適切な記載については是非修正のコメントなどいただけますと大変有り難いです。

- ○加藤委員
- 普通、例えば薬剤耐性遺伝子とかでもいいかと思ったのです。
- ○関口委員
- ありがとうございます。修正致します。
- ○加藤委員

他の部分はまだ斜め読みなのですけれども、例えば抗菌薬を表すようなところは、抗菌薬だけではなく抗真菌薬みたいなものも含めるとすると、また表現を変えなければいけないです。抗生物質という言葉とか抗生剤という、割と全体にいろいろ多様な言葉が使われているのが全体的に気になりました。

○関口委員

御指摘ありがとうございます。まだ、ざっと論点を書き下しているところですので、専門的な視点で見るとまだおかしなところがあると思いますので、是非御指摘をお願いいたします。

○山口部会長

ありがとうございました。加藤先生、今のことを逆に言うと、例えば品質のほうで、今御指摘いただいたように、薬剤耐性遺伝子というのは、ここで一番適切かなと思ったのですが、もう 1 つは資化性というか、どのような糖鎖を受容できるかという、栄養要求性とかそういうのも書いたほうがいいのではないかというように議論はしていました。その辺についてはいかがでしょうか。

- ○加藤委員
- すみません、ちょっと聞き取れませんでした。
- ○山口部会長

今のお話は、薬剤耐性のほうのお話だったのですけれども、も う 1 つ菌の同定というところから見たときに、栄養の要求性とか、 そういうのは書いています。その辺について何か御意見はございますか。

○加藤委員

同定とか、そういうのはちゃんと書いてありますし、16S rRNA 遺伝子の話でも、細かいことを言えば 16S だけではなくて、16S による同定はあまり役に立たなくて、例えば rpoB 遺伝子のような他の遺伝子を標的にしたほうがいい場合もありますので、なかなか難しいところもあります。でも全体から言うと、16S はよく使われていますから、同定のところはそれで問題ないように私は思います。

○山口部会長

ありがとうございました。他の先生方の御意見はいかがでしょ うか。黒川先生どうぞ。

○黒川委員

御意見ありがとうございます。私は、この部分はまだ手元に原稿を置いたままで書き進められていないです。御指摘いただいた抗生物質耐性遺伝子のところは御指摘のとおりです。薬剤耐性遺伝子 ARGs の推定においては、データベースの活用が重要で、CARD、ARDB とか MEGARes などいろいろあるのですけれども、そういうところを通して、どういった薬剤耐性遺伝子とか、抗生物質耐性遺伝子を推定していけばいいかという技術の部分を書き進めているところです。引き続き御指導をよろしくお願いいたします。

〇山口部会長

黒川先生、ありがとうございました。ほかの先生方はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。先ほど、in vitro の安全性評価については、黒川先生が御相談させていただきたいということですので、金井先生、是非よろしくお願いいたします。

○金井委員

○山口部会長

承知いたしました。腸管デバイスはやらなくてもいいのですか。 この 3 人の先生で議論させていただいたときには、挙げるので あればこの 2 つを挙げておいたほうがいいのではないか、という のが御意見でした。金井先生のお考えも述べていただけると有り 難いと思います。

○金井委員

腸管デバイスというのは、もしかして 2 年前か 1 年前ぐらいに出た、丸ごと腸管を培養するという Cell に出た、あのデバイスを使って安全性を評価する件もありかなという意味で挙げられたのでしょうか。

○黒川委員

すみません、金井先生ありがとうございます。ここは、是非とも先生方の御指導を頂けたらと思うところではあります。想定としては、金井先生におっしゃっていただいたような文言も含めて、もっとレガシーとして、私も全然詳しくなくて今回勉強しました。PolyFermS とか、TIM-2 とか、KUHIMM とか、SHIME とかいろいろと

これまでにデバイスが開発されているようです。それらを使って、 幾つか研究が行われている事例がありますので、そういったとこ ろも、ここではとりあえず御紹介させていただこうと思っていま す。

○金井委員 分かりました。

○山口部会長 是非よろしくお願いいたします。次の章に移ってもよろしいでしょうか。特に今回は 1~2 ページのところが多かったのですけれども、製法などの第 4 章の辺りはいかがでしょうか。よろしいですか。黒川先生、ここの部分は特に 1.3、1.4 のところに関しては少し文章化が残っているというところかと思うのです。それが完成すれば、2章に関しては大体出来上がってくるというように私は理解しているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○黒川委員 私もその理解です。ただ、先ほど来お願いしているとおりで、 1.4のオルガノイドのところは是非とも金井先生に御尽力いただき たいと思うところでありますので、それも含めて完成ではないか と思っています。

○山口部会長 ありがとうございます。それでは、第 4 章は品質管理から製造品質管理のところなのですけれども、もしこの辺について御意見があまりないようでしたら、2 章と 4 章に関しての議論はこれまでにしておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、次の章に移ります。次の章は、この 2章と 4章の間の非臨床の項です。非臨床の項は、平山先生に書いていただきました。非臨床について、平山先生のほうから簡単で結構ですので概略等を御説明いただけますか。

○平山委員 東大の平山です。この非臨床試験の項で、私の名前を挙げていただいているのですが、実はほとんど山口先生を中心にして、ほかの先生方の御尽力で出来上がっているところが多いので、私から説明できるところは少ないです。

私の個人的な考え方も含めて簡単に御説明します。薬効・薬理の試験のところは大体いいと思うのです。安全性に関しては、こちらでオンターゲットとオフターゲットに分けて書いていただいていますが、使用する菌そのものに関する安全性と、何かしらその菌に作らせるということを目的として開発されている場合には、その作られるものに関しての安全性ということになると思います。ある菌株に、ある物質を作らせるようにする、あるいは大量に作るように改変するというようなことをした場合に、その物質そのものの安全性ということになると、これはもう菌の安全性とは別

のことになりますので、その物質の安全性試験ということになって、マイクロバイオーム製品に限らない話になるかと思います。

ただ、菌が物質を作るということになると、薬のような形で与えられるのと違ってドーズのコントロールが難しくなりますので、大量にコントロールできない量が作られた場合の安全性ということを考慮しなければいけないのかと思います。菌そのものの安全性に関しては、通常は、例えばプロバイオティクスに使われているような菌の場合だったら食経験があるとか、病巣からの分離の報告が無いといったようなことが基準になるかと思います。あとは、既知の病原性因子が菌のゲノムあるいはプラスミドの情報の中に載っていないかというようなことは、やはり遺伝子配列情報からの推定が必要になろうかと思います。

一番最後の項に、混入細菌等についての記載をしていただいています。私個人的には品質管理の問題であって、意図しない微生物の混入というのは、菌株を取り違えているようなことがなければ、あとは通常の製品の管理と一緒で、いわゆる雑菌の混入はないというところと同じなので、もしかするとこの製剤の安全性を評価するというところとはまた別の話になるのかと思います。それも合わせて御意見を頂ければと思います。そうは言っても、私が全て書いたというわけではないので、私が対応できるかどうか分かりませんが、適正な修正を加えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山口部会長

平山先生、ありがとうございました。平山先生については、医薬試験、POCの試験と安全性の両方を書いていただきました。PMDAの非臨床の担当の先生にも少し御協力を頂いて御意見を頂きました。皆様から何か御質問、あるいは御指摘等はありますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。平山先生にお願いがあります。先ほど、黒川先生、関口先生、坂本先生に御記載いただいたところで、Zoomで会議をしているときに、安全性に関するところとか、相互作用に関するところを少し記載していただいていました。これに関しては、むしろ非臨床のところにお送りしたほうがいいのではないかということで少し預かっております。できましたら、その辺についてはお送りいたしますので、その辺についてもこの中に含められるかを御検討いただけると有り難いと思っているのですが、いかがでしょうか。

○平山委員 私のできる範囲で努力いたします。

○山口部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。本日改正バージ

ョンを御提出いただいたのは以上の4人の先生から、2章、3章、 4章にわたって御説明いただきました。また既に、金先生、山下先 生等にも書いていただいております。あと最後に、私の方で臨床 試験のところを少し書かせていただいております。全体を通して、 今画面に映していただきますけれども、これがお送りしてある資 料 4 です。これで、一応全体を通した形になっております。全体 を通して、本日御提出いただいたものも含めて、全体的な素案の 進め方について御意見等がありましたら頂けますか。よろしいで しょうか。本日、大体の文案が出てきております。項目だけにな っているところも一部あるのですけれども、かなりのところの文 章が出来上がってきております。こうやって集まって議論してい ただくばかりではなくて、この文章に関して、それぞれのところ に、先週から送っていただいているかと思うのですけれども、新 たに目を通していただいたところもたくさんあるかと思います。 それについては、この部分はこうしたほうがいいという御意見等 を頂ければ、逆に幾つかはメールベースで議論できるところもあ るのではないかと思います。

もちろん、関口先生、黒川先生、坂本先生のように、それぞれ担当の近い先生方で Zoom 等で議論していただいております。そのようなやり方でもよろしいのですけれども、できれば多くの先生からの御意見をリアルタイムで頂くほうがいいと思います。メール等で結構ですので、事務局にこの部分はこうしたほうがいいというようなところがありましたら記載していただいてお寄せいただくと、その部分を取り込んで、それを定期的にアップデートさせていただきながら編集を進めていきたいと思います。このような編集の仕方ではいかがでしょうか。

賛成ということですね、ありがとうございました。本日発表していただいた先生方も、そういう感じでいかがでしょうか。黒川 先生、関口先生いかがでしょうか。

- ○関口委員 是非その形でお願いいたします。
- ○黒川委員 同意いたします。
- ○山口部会長 ありがとうございます。御異存がなければ、今のような形でできるだけ皆様の意見をこの文案の中に盛り込んでいただいて、できれば次のこういう会議のときには、皆さんの意見が含まれて修正したものを議論できれば、より議論が前へ進むのかと思います。金井先生にもちょっと御迷惑をおかけいたしますけれども、よろしくお願いいたします。全体的には前から申しておりましたよう

に、竹田先生にレビューを時々していただけると有り難いかと思います。竹田先生、よろしくお願いいたします。

- ○竹田副部会長 はい、了解いたしました。
- ○山口部会長 よろしいでしょうか。本日頂いた意見の中で、もう既にそのように修正したほうがいいですねという議論もあったかと思います。その部分については修正していただいたものを、すぐに先生方に展開させていただきますので、それに対して御意見を頂ければ有り難いと思います。ほかにないようでしたら、時間はまだ早いのですが、大きな議論は大体済んでしまったかと思います。注意して見ていただく時間があまりなかったかと思いますので、先ほど申しましたような、こういうメール回覧の中で御意見を頂けると有り難いと思います。よろしいでしょうか、ほかに全体を通して御質問等はございますか。

少し時間は早いのですけれども、本日の議事は以上ですので、 事務局から何かありますか。

<その他>

○事務局(渕岡先端技術評価業務調整役) 御議論ありがとうございました。次回の専門部会は7月28日(水)14時から16時での開催を予定しております。詳細等については追って御連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<閉会>

〇山口部会長 どうもありがとうございました。先生方お忙しい中を活発な御 議論を頂きましてありがとうございました。本日の専門部会はこ こまでとさせていただきます。ありがとうございました。